

委第4号議案

子どもたちの学び、心身のケア、安心安全な教育環境を保障するために少人数学級の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症から、子どもと教職員の命と健康をいかに守っていくことは重要な課題である。コロナ禍による3か月間もの休校により、子どもたちは学習の遅れと、かつてない不安やストレスで悩む子どもも少なくない。子どもの心身のケアをしっかりと行うことは学びを進めるうえで必須であるため、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体は7月3日、萩生田光一文部科学大臣に少人数学級を求める緊急提言を提出した。

「提言」は「公立小・中学校の普通教室の平均面積は64平方メートルであり、現在の40人学級では感染症予防のため児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難」だとして、少人数編成を求めている。さらに「今後予想される感染症の再拡大時においても子どもの学びを保障し」、「学校休業等の緊急時においてもオンライン学習ができる環境を充実させ、最適な学びを実現する」ために、「少人数によるきめ細やかな指導体制が必要である」として、教員の確保やICT教育人材の配置、財政措置の拡大などが必要とされている。

7月17日に閣議決定された政府の「骨太方針2020」も、「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」について「関係者間で丁寧に検討すること」を求め、来年度予算編成にかかわる重要な局面となっている。

クラスの人数を半分にした分散登校中の授業は、密にならなかつただけでなく、「一人ひとりの声がよく聞こえて静かに学習が進められた。ノートを丁寧に見てあげられた」などの経験を教員も子どもたちも実感した。

子どもたちの本音を聞いて、心のケアに努めながら、学習を進めていくための少人数学級を願う声は、これまでになく高まっており、今こそ進める時である。

よって政府においては、子どもたちを感染から守り、仲間との共同の学

びと豊かな学校生活を送れるために尽力されるよう、下記について強く求めるものである。

記

- 1 小中学校及び高等学校において大幅な教員増を図り、少人数学級制度に踏み出すこと。
- 2 小中学校及び高等学校において、ICT教育人材の配置等の財政措置の拡充を図ること。
- 3 教育機会確保法の定義より、オンライン学習等の活用で不登校対策等の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月 日

桶川市議会議長 糸 井 政 樹

令和2年9月24日提出

桶川市議会議会運営委員長 佐 藤 洋